# 徳島県個人情報保護審査会答申第45号

### 第1 審査会の結論

徳島県知事が行った本件個人情報非訂正決定は、妥当である。

## 第2 諮問事案の概要

## 1 個人情報訂正請求

平成28年1月14日, 異議申立人は, 徳島県個人情報保護条例(平成14年徳島 県条例第43号。以下「条例」という。)第29条第1項の規定に基づき, 徳島県知 事(以下「実施機関」という。)に対し, 県有車両等事故速報に記載された保有個人 情報について, 訂正を求める個人情報訂正請求(以下「本件訂正請求」という。)を 行った。

# 2 実施機関の決定

平成28年2月10日,実施機関は,本件訂正請求に係る保有個人情報については, 訂正をしないこととする個人情報非訂正決定(以下「本件決定」という。)を行い, 異議申立人に通知した。

## 3 異議申立て

平成28年2月18日, 異議申立人は,本件決定を不服として,行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第6条の規定に基づき,実施機関に対し異議申立てを行い,同月25日,異議申立ての一部を補正した。

#### 4 諮 間

平成28年6月29日,実施機関は、条例第42条の規定に基づき、徳島県個人情報保護審査会(以下「当審査会」という。)に本件異議申立てにつき諮問を行った。

#### 第3 異議申立人の主張要旨

## 1 異議申立ての趣旨

あきらかに違法であり、速やかな訂正を求める。

#### 2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、概ね次のとおりである。

- (1) 開示請求時に、徳島県と保険会社による証拠を提示したものであり、その観点からして全面訂正するのは当たり前である。
- (2) 平成〇年〇月〇日付けの〇〇〇第〇号の国の個人情報保護審査会で審議された内容に対する文書を証拠として出している。

県から出された事故報告書の範囲に対して、保険会社が出してきた保険の事故の エリアが拡大しているのではないかという分に対し、保険金詐欺に当たるのではな いかと訴えた中で、国の個人情報保護審査会が開かれ、詐欺という分は認めるかわ りに、保険金という分に対しては削除をするという中で、訂正はせず、今の原文ど おり詐欺という中の事件として扱いますという回答の内容であり、国の審査会の有 識者の中で回答を得ている。

(3) 私が駐車場から出て行くにあたって、方向指示器、後方確認する中で、県の車が飛び込んできたのに、県の報告書では、私が当てたと書かれた中で、現場の録音した経緯等を聞かせた流れがあるが、それに対しても確固たる証拠がないということで県は訂正しないと回答をした。

保険金の請求に対しても、県は、当初は保険会社が勝手にやったことなので関与 しないと言われた経緯がある。

徳島県の今の対応の仕方は、枉法行為がまかり通っている。恣意的な法の解釈、 まげた行為が、あらゆる面で出ている。行政が正当性を主張したら、黒いものを白 にしてしまうようないきさつがある。

- (4) 事故現場で、警察官が「指示器を付けているところを見たか。」とか「車が動いているのを見たか。」という中で、県職員は「前を見ていなかった。」という証言をしながら、事故報告書には、「私の方が右斜め方向に発車した。」というのはおかしいので、確認していただきたいということである。
- (5) 図面も、私が右に曲がったように書かれているが、事故報告書添付の現場の写真を見てくれたら分かると思うが、私の自動車のタイヤはまっすぐ直進方向に向いているし、図面の書き方がおかしい。

県有車両の止まった位置も、私の前で止まったようになっているが、3、4メートル前方で止まった。この図面では、そこで止まったようになっている。

図面での、衝突した箇所がちょっとおかしい。

事故速報に添付している写真の衝突箇所も違う。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書を要約すると、本件決定の理由は次のとおりである。

#### 1 個人情報訂正請求

本件訂正請求は、異議申立人が平成27年12月7日付け南総第31686号(個人情報部分開示決定通知書)から本件訂正請求時点までに開示された県有車両等事故速報に記載された保有個人情報について、「事故の概況」欄に記載された内容の訂正を求めるものである。

## 2 本件処分の理由

- (1) 条例第29条第2項において、「訂正請求をしようとする者は、当該訂正を求める内容が事実に合致することを疎明する資料(以下「疎明資料」という。)を提示又は提出しなければならない」と規定されており、異議申立人は、平成〇年〇月〇日付け及び同年〇月〇日付けで実施機関宛てに提出した公開質問書を疎明資料として提出している。
- (2) 平成〇年〇月〇日付け公開質問書は、異議申立人と実施機関が事故の示談交渉を依頼している保険会社(以下「保険会社」という。)の担当者との電話のやりとりを引用した事故の状況、実地検証の際の警察官と県有車両を運転していた〇〇〇職

員とのやりとり、事故直後の県職員の態度及び事故後の○○○の対応について、異議申立人側の主張を一方的に述べたに過ぎず、訂正請求の内容が事実であることを裏付ける具体的な証拠が示されたものではない。

- (3) 同年〇月〇日付け公開質問書は、異議申立人が保険会社から提供を受けた県有車両の損傷状況を示した資料に対して、異議申立人が考える県有車両の損傷箇所の範囲についての見解が述べられているが、異議申立人の主張を裏付ける具体的な証拠は示されていない。
- (4) よって、異議申立人が提出した公開質問書については、疎明資料として認めることはできない。

以上により、本件請求について、異議申立人の請求内容を証明できるものがなく、 条例第30条に規定された「訂正しないことにつき正当な理由があるとき」に該当 するため、訂正しないことに決定したものである。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

## 1 本件訂正請求について

本件訂正請求は、異議申立人が、条例第25条第1項の規定に基づき開示を受けた 保有個人情報のうち、県有車両等事故速報の記載内容について、訂正を求めるもので ある。

#### 2 訂正請求対象情報該当性について

(1) 訂正請求の対象情報について

訂正請求については、条例第28条第1項において、自己を本人とする保有個人情報について、その内容が事実でないと思料するときに行うことができると規定され、また、その対象は、「事実」であって、「評価、判断」等のように客観的な正誤の判定になじまない事項については、訂正請求の対象とすることはできないと解される。

- (2) 訂正請求対象情報の該当性について
  - ア 県有車両等事故速報は、徳島県県有車両管理規則(昭和42年徳島県規則第36号)に基づき、県有車両の運転者から事故の報告を受けた所属の課長等が管財課長へ通報するため作成されるものである。具体的には、県有車両による交通事故処理を一元管理している管財課において事故の状況を速やかに把握し対応する必要から、事故発生時点でのおおまかな状況を速やかに通報することを目的とするものであり、報告すべき事項は、県有車両による交通事故が発生した日時、場所、当事者、事故の概況及び損害の状況等である。
  - イ 異議申立人からの口頭意見陳述によると、異議申立人が訂正を求める部分は、 当該県有車両等事故速報の「事故の概況欄」、「MEMO」欄の図面及び事故速 報に添付された事故車両の写真に付された丸印の箇所等の県有車両と異議申立人 の運転する車両との事故の状況に関する部分であると解される。異議申立人は、

これらの記載内容が自分の認識と違っているため、当該部分を自分が認識する事故の状況となるように訂正することを主張している。

ウ アに記載のとおり、県有車両等事故速報は、実施機関内部において、事故発生 時点でのおおまかな状況を速やかに把握することを目的としており、事故の相手 方の主張まで確認することを求めてはいない内部文書であることに鑑みると、当 該速報の「事故の概況欄」等の事故の状況に関する部分は、事故の一方当事者で ある県職員の認識により記載すれば足りるものと考えられる。

したがって、当該「事故の概況欄」等の事故の状況に関する記載内容は、客観的な正誤の判定になじむ事項とはいえず、条例第28条にいう「事実」に該当するものとは認められないため、訂正請求の対象となるものではなく、訂正することはできない。

エ 実施機関は、請求内容を証明できるものがないとして本件決定を行っているが、 訂正しないという結論において妥当である。

## 3 異議申立人のその他の主張について

その他,異議申立人は,事故に関して種々主張するが,当審査会は,実施機関が行った訂正等の決定の妥当性を審議する機関であり,事故の状況等に関し,判断する立場にはない。

#### 4 結 論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内容
平成28年 6月29日	諮 問
8月 9日	実施機関からの理由説明書を受理
10月 5日	審 議(第85回審査会)
11月 9日	異議申立人からの口頭意見陳述,審議 (第86回審査会)
12月26日	審 議(第87回審査会)
平成29年 2月 2日	審 議(第88回審査会)

# **徳島県個人情報保護審査会委員名簿** (五十音順)

	氏 名		職	業	等		備		考	
大	道	平		弁護士			会	長		
坂	田	美	佐	税理士						
末	古	江	衣	弁護士						
南	波	浩	史	徳島文理大	学総合政	策学部教授				
松	永	満佐子		四国大学短	期大学部	教授	会县	長職務代	は 理 を	当